

参 照 条 文

参 照 条 文

○ 刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号）

第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第231条 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

② 被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第232条 被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の4親等内の血族若しくは3親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

第234条 親告罪について告訴をすることができる者がいない場合には、検察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第235条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から6箇月を経過したときは、これを行うことができない。ただし、次に掲げる告訴については、この限りでない。

一 刑法第176条から第178条まで、第225条若しくは第227条第1項（第225条の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴

二 刑法第232条第2項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第230条又は第231条の罪につきその使節が行う告訴

② 刑法第229条但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から6箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

第236条 告訴をすることができる者が数人ある場合には、1人の期間の徒過は、他の者に対しその効力を及ぼさない。

第237条 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

② 告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

③ （略）

第238条 親告罪について共犯の1人又は数人に対してした告訴又はその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる。

② （略）

第240条 告訴は、代理人によりこれを行うことができる。告訴の取消についても、同様である。

第241条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

② 検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第338条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

- 一 被告人に対して裁判権を有しないとき。
- 二 第340条の規定に違反して公訴が提起されたとき。
- 三 公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。
- 四 公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき。